

令和5年4月23日執行予定

箕輪町議会議員一般選挙

告示日 令和5年4月18日

立候補にあたっての
注 意 事 項

箕輪町選挙管理委員会

は　じ　め　に

この注意事項は、4月23日執行予定の箕輪町議会議員一般選挙の候補者及びその運

動員の方々が知っておかなければならない選挙に関する手続きを中心に、選挙運動その他のあらましについて記述したものです。

選挙に関する事項は複雑で多岐にわたっており、ここに記述したものはその基本的事項に過ぎませんので、ご不明な点は、箕輪町選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」といいます。）におたずねください。

令和5年3月24日

箕輪町選挙管理委員会

なお、この小冊子では、法令について、次のように略称を使用しておりますので、ご注意ください。

法	: 公職選挙法
令	: 公職選挙法施行令
規則	: 公職選挙法施行規則

目次

第1	立候補にあたっての注意事項	3
1	立候補の資格	3
2	立候補の制限と禁止等	3
(1)	立候補しても職を失わない公務員等	3
(2)	立候補することができない者	4
第2	立候補の届出等	5
1	立候補の届出	5
2	届出事項の記載上の注意	6
(1)	候補者届出書（本人届出）（様式1-1）	6
(2)	宣誓書（様式1-2）	7
(3)	通称使用の申請について（様式1-6）	7
(4)	供託証明書	8
(5)	推薦届出書（様式1-3）	8
(6)	開票（選挙）立会人の届出（様式2-8）	9
第3	選挙運動	10
1	選挙事務所	10
2	文書図画による選挙運動	11
(1)	頒布できるもの	11
(2)	掲示できるもの	13
3	インターネット等の利用	15
(1)	ウェブサイト等を利用する方法	15
(2)	電子メールを利用する方法	15
4	新聞広告	16
5	個人演説会	16
6	街頭演説	17
7	連呼行為	18
8	選挙運動用自動車	18
9	選挙運動用拡声機	20
10	選挙運動のその他の行為の制限	20
(1)	戸別訪問の禁止	20
(2)	署名運動の禁止	21

(3)	人気投票の公表の禁止	21
(4)	飲食物の提供の禁止	21
(5)	氣勢を張る行為の禁止	21
第4	選挙公報.....	22
第5	選挙運動費用.....	24
1	選挙運動費用の制限と範囲	24
2	出納責任者.....	24
3	実費弁償、報酬の額	25
4	収支報告書の提出等	26
第6	選挙終了後の留意事項	27
1	当選者.....	27
2	挨拶行為の制限.....	27
3	供託物の返還.....	27

第1 立候補にあたっての注意事項

1 立候補の資格 【地方選挙早わかりP5参照】

○立候補することができる者

- ①日本国民であること
- ②選挙期日現在、年齢満25年以上であること
- ③当該市区町村の区域内に引き続き3か月以上住所を有すること
- ④禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者でないこと
- ⑤禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと
- ⑥公職にある間に犯した収賄罪又は公職者あっせん利得罪により刑に処されその実刑期間とその後10年間を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者でないこと
- ⑦選挙犯罪によって禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者でないこと
- ⑧選挙犯罪によって被選挙権を停止されている者でないこと

2 立候補の制限と禁止等 【地方選挙早わかりP6参照】

公職の候補者になるためには、立候補の資格要件を備えていけばよいが、国又は地方公共団体の公務員は、原則として現職のまま立候補することはできません。現職のまま立候補すると、公務員等を辞したものとみなされ、立候補届出と同時にその職を失うこともありますので、十分ご注意ください。

(1) 立候補しても職を失わない公務員等 【地方選挙早わかりP7参照】

例外として現職のまま立候補ができ、立候補しても公職を失うことがない公務員のおもなものは、次のとおりです。

- ・いわゆる単純労務に従事する地方公務員で技術者、監督者及び行政事務を担当する者に該当しない者
 - ・臨時又は非常勤の国家公務員若しくは地方公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員で、委員長及び委員の名称を有する職にある者ただし、現職のまま立候補できない委員もあります。
 - ・常勤の者を除く消防団長その他の消防団員及び水防団長その他の水防団員
- なお、任期満了に伴う当該選挙で選挙される長は、現職のまま立候補することができる。

制限される公務員の範囲は広範にわたりますので、公職に従事している方で、立候補さ

れる方は、事前に選挙管理委員会にお問い合わせください。

(2) 立候補することができない者 【地方選挙早わかり P11 参照】

①被選挙権のない者

②重複立候補

一つの選挙に立候補した者は、同時に他の選挙に立候補することはできません。

③選挙事務関係者

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中に関係区域内で当該選挙に立候補することはできません。

第2 立候補の届出等

1 立候補の届出

【地方選挙早わかりP18参照】

要 領 立候補者は、選挙告示の日1日間で、郵便によることなく、文書で選挙管理委員会事務局内選挙長へ届け出なければなりません。

届 出 日 令和5年4月18日（火）

受付時間 午前8時30分～午後5時00分 役場2階大会議室

受付の順序は、受付会場に到着した順とします。ただし、受付開始時刻である8時30分前に到着した者が2人以上あるときは、くじで受付順を定めます。

届 出 人 候補者本人又は候補者の承諾を得た推薦人

届出書類

	届出書類名	候補者	推薦人	備 考
1	候補者届	○		
2	候補者推薦届		○	
3	同承諾書		○	
4	選挙人名簿登録証明書		○	
5	宣 誓 書	○	○	
6	供託証明書	○	○	
7	所属党派証明書	○	○	無所属の場合は不要
8	戸籍の謄本又は抄本	○	○	3か月以内のもの
9	通称認定申請書	○	○	必要に応じて

*届出の日には、届出書類に使用した届出名義人の印鑑をご持参ください。

2 届出事項の記載上の注意

(1) 候補者届出書(本人届出) (様式1-1)

【地方選挙早わかりP21参照】

文字	届出事項は、楷書で正確に記入してください。 数字は、算用数字で記入してください。
氏名	氏名は、戸籍簿に記載されている氏名を正確に記入し、ふりがなは「ひらがな」で記入してください。通称名を記載したり、仮名書に直したりすることはできません。 ただし、戸籍に記載された氏名に用いられている漢字を、これに対応する常用漢字表に掲げる通用字体又は人名用漢字別表などに掲げる字体に置き換えることができます。 (例) 澤 → 沢 櫻 → 桜 高 → 高 榮 → 栄 實 → 実 壽 → 寿 廣 → 広 齋 → 斎 嶋 → 島 また、変体がなをひらがなに、旧かなづかいを現代かなづかいに更正し記載することもできます。
本籍	戸籍の謄本又は抄本に記載されたとおりに記入してください。
住所	住民票の記載事項に沿って、番地まで正確に記入してください。
生年月日	年齢は、選挙期日現在の満年齢を記入してください。
党派	所属政党(政治団体)証明書と同一の政党(政治団体)名を記載してください。2つ以上の政党(政治団体)に所属する場合は、いずれか1の政党(政治団体)の名称を記入してください。なお、どの政党(政治団体)にも所属していない場合は、無所属と記入してください。
職業	職業はなるべく具体的に記入してください。特に公職にある場合は、詳細に記載することが必要です。 兼職を禁止されている職にある方はその職名を、地方自治法第92条の2もしくは第142条の規定に係る方については、その旨を記載してください。

(2) 宣誓書(様式1-2) 【地方選挙早わかりP27参照】

要 領 宣誓書は、候補者となろうとする者が、被選挙権を有しない者でないこと、重複立候補者でないことを誓う旨の文書です。

虚偽の宣誓をすると、立候補の届出が却下され、そのうえ処罰されることがあります。

(3) 通称使用の申請について(様式1-6) 【地方選挙早わかりP29参照】

申 請 立候補の届出は、戸籍に記載されている氏名を記入しなければなりません
が、候補者が戸籍簿に記載された氏名を使用することなく、選挙人に広く知られている通称を使用する場合は、選挙長の認定を受けて通称を使用することができます。

届出方法 届出は、候補者届に添付してください。立候補の届出後に通称認定の申請を行っても受理できませんので、ご注意ください。

資料提出 通称が戸籍簿の氏名に代わるものとして広く通用しているものであることを確認するため、そのことを説明し、かつそのことを証するに足る資料を求めますから、公の機関が発行した書類、手紙、葉書などの信書、名刺、著書など通称として通用している実績を示すものを持参してください。

かな書 戸籍簿に記載された氏名を通常の見方に従って「ひらがな」及び「カタカナ」書きとする場合にも通称認定申請書を提出していただきますが、この場合には、説明および資料の提出は不要です。

認定された場合 次のような場合について、通称が使用されます。

- ・立候補届等の告示
- ・新聞広告
- ・選挙公報
- ・投票記載所の氏名等の掲示

通称は上記以外のもの、例えば、選挙運動用ポスター、立札、看板などに通称を記載するかどうかは、候補者が自由に決めることができます。

(4) 供託証明書 【地方選挙早わかりP24、32参照】

供託額 立候補するには、候補者1人につき当該選挙の供託額15万円（金銭又は国債証書及び振替国債）を供託しなければなりません。

手続 (ア) 供託すべき者（①又は②のどちらか一方）

①本人届出の場合は、候補者となろうとする本人

②推薦届出の場合は、推薦届出者（数人いるときは代表者1人だけの名義）

(イ) 供託は、最寄りの法務局に備えつけのOCR用紙に必要事項を記入して提出します。

住所氏名欄には、戸籍簿に記載された氏名、住民基本台帳に登録してある住所を記載しなければなりません。

なお、通称名で供託した場合や供託証明書がない場合には、立候補の届出書が受理されませんのでご注意ください。

(ウ) 金銭で供託する場合

法務局伊那支局において供託するときは、交付される供託書と供託所作成の納付書に金銭を添え、指定された日本銀行又は代理店（最寄りの代理店は八十二銀行伊那支店（伊那市境1071-3））に供託金を払い込み、証明書を受け取ります。これを立候補届に添付してください。

なお、国債証書及び振替国債で供託する場合の手続は、法務局にお問合せください。ただし、供託が完了するまでに時間がかかりますのでご注意ください。

供託は、告示前であっても行うことができます。供託証明書は、立候補届に添付しなければなりませんので、立候補届出前に済ませておいてください。

(5) 推薦届出書（様式1-3） 【地方選挙早わかりP31参照】

要領 立候補の際、候補者本人ではなく推薦人が候補者の承諾を得て届け出ることを推薦届出といいます。

推薦人が推薦届出を行う場合には、候補者届出承諾書（様式1-4）が必要になります。

また、推薦人が当該選挙区内の選挙人名簿に登録されていることが要件となっているので、選挙管理委員会が発行する選挙人名簿登録証明書（様式1-5）を添付しなければなりません。その他の記載上の注意事項は、候補者届の場合と同様です。

(6) 開票（選挙）立会人の届出（様式2-8） 【地方選挙早わかりP40参照】

- 届出 候補者は、開票区内の選挙人名簿に登録されている者の中から本人の承諾を得て、選挙立会人となるべき者1人を届け出ることができます。
- 選定 開票（選挙）立会人となるべき者の届出書(様式2-8)を、選挙の期日の3日前（4月20日（木）午後5時）までに委員会へ届け出てください。
- 届出 届出のあった立会人が10人を超える場合は、くじを行い10人とし、その10人の内に同一の政党（政治団体）に属する候補者の届出による者が3人以上ある時は、その3人以上についてくじで2人に限定することになります。

第3 選挙運動 【地方選挙早わかりP45～62参照】

○選挙運動とは 【地方選挙早わかりP61参照】

特定の選挙につき、特定の候補者を当選させる目的をもって、投票を得又は得させるために、直接又は間接に選挙人に働きかける一切の行為をいいます。

○選挙運動の期間

立候補の届出が受理されてから投票日の前日までです。

○選挙運動のできない人

- ・選挙事務関係者（投票管理者・開票管理者・選挙長。なお、投票立会人、開票立会人は制限されない。）
- ・特定の公務員（裁判官、検察官、警察官等）
- ・一般職に属する国家公務員・地方公務員（一定の区域内）
- ・地方教育公務員
- ・満18歳未満の者（ただし、単に選挙運動の労務のために使用することはさしつかえない）
- ・選挙犯罪者等

1 選挙事務所 【地方選挙早わかりP73参照】

選挙事務所とは、特定の候補者の選挙運動に関する事務を取り扱ういっさいの場所的設備をいいます。

設置者	選挙事務所を設置することができるのは、候補者又は推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）に限られます。なお、推薦届出者が設置するときは、候補者の承諾が必要です。
設置数	設置は、1か所に限られます。
移動	選挙事務所は、1日に1回に限り移動することが可能です。
設置(異動)届	選挙事務所を設置したとき及びこれを移動したときは、ただちに <u>選挙事務所設置(異動・廃止)届</u> (様式2-1)を提出してください。 なお、推薦届出者が設置するときは、候補者の <u>選挙事務所設置(異動・廃止)承諾書</u> (様式2-2)を添付し提出してください。
文書図画	選挙事務所を表示するために、次の文書図画を掲示することができます。 ・ポスター、立札及び看板の類は、通じて3以内。（規格・・・縦350cm×横100cm以内） ・ちょうちは、1個まで。（規格・・・高さ85cm×直径45cm以内） 記載内容は、選挙事務所を表示するものでなければならず、選挙事務所から離れた場所に掲示することはできません。

制限 選挙事務所は、選挙の当日も設置することができますが当日においては、投票所を設けた場所の入口から300mの区域の外に限られます。

休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けるものであれば、選挙運動員、労務者、選挙人のためのものであっても、いっさい禁止されていません。

2 文書図画による選挙運動 【地方選挙早わかりP78参照】

(1) 頒布できるもの

選挙運動のために頒布できる文書図画は、選挙運動用通常葉書と選挙運動用ビラのみであり、これら以外は使用することができません。

(ア) 選挙運動用通常葉書 【地方選挙早わかりP89参照】

枚数	候補者1人につき、800枚
入手方法	選挙長が交付する <u>候補者用通常葉書使用証明書</u> を箕輪町の郵便物を受け持つ伊那郵便局に提示し、選挙用の表示がしてある葉書を受領します。（無料） ※私製葉書を利用する場合 選挙長が交付する <u>候補者用通常葉書使用証明書</u> を伊那郵便局に提示して、私製葉書に選挙郵便物としての表示を受けてください。（無料） ※私製葉書利用時の注意事項
差出方法	規格 縦14cm～15.4cm 横9cm～10.7cm以内の長方形の紙 伊那郵便局の窓口に <u>選挙運動用通常葉書差出票</u> を添えて差出します。 差出票1枚につき100枚の葉書を差し出せます。 <u>ポストに投函することはできず、郵便によらずに使送したり、有権者に手渡したりすることは、できません。</u> また、投票当日選挙人に到着するように差し出すこともできません。
記載内容	記載内容については制限がありませんが、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるようなことは、記載することができません。

(イ) 選挙運動用ビラ 【地方選挙早わかりP93参照】

枚数	候補者1人につき2種類以内で1600枚まで頒布することができます。
届出	頒布しようとするときは、あらかじめ <u>選挙運動用のビラの届出書(様式3-1)</u> に頒布しようとするビラの見本を添えて届け出なければなりません。
頒布できるビラ	① 規格・・・長さ29.7cm、幅21cm(A4判)以内 ② 法定記載事項 ビラの表面には、頒布責任者、印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。 ③ 証紙の貼付 選挙管理委員会から交付される証紙を貼付けなければなりません。(証紙を貼るスペースを設ける。(縦15mm、横20mm程度)) 証紙の交付を受けるときは、立候補届出が受理された時に交付される <u>選挙運動用ビラ証紙交付票</u> を提出してください。 ④ 記載内容 記載内容については、制限がありませんが、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触るようなことは、記載することができません。両面印刷、色刷りが可能です。
頒布方法	新聞折込みによる頒布、選挙事務所内における頒布、演説会の会場内における頒布、街頭演説の場所における頒布の方法に限られています。 ※頒布しようとするビラの寸法の確認を行いますので、立候補届出書類等の事前審査(4月12日(水))の際にビラをお持ちください。
公費負担	今回選挙から、ビラの作成が公費負担の対象になりました。ただし、供託金が箕輪町に帰属することとなった場合には公費負担されません。 詳しくは、「箕輪町議会議員及び箕輪町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」(以下「条例」という。)及び「箕輪町議会議員及び箕輪町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程」(以下「規程」という。)を参照してください。 【主な流れ】 ① 候補者とビラ作成業者との間で契約を結ぶ。 ② 候補者は、規程で定める様式第2号により「選挙運動用ビラ作成契約届出書」を委員会に、4/18(火)告示日までに届け出る。※このとき、当該契約に関する

る書面の写しの添付を忘れないこと。

- ③ 候補者は、ビラ（町議選の場合、上限は累計1,600枚）の作成を業者に依頼するたびに、規程様式第5号により「選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書」を委員会に申請する。
- ④ 委員会は、③であった申請を確認した後、規程様式第8号により「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」を候補者に対して交付するので、候補者からビラ作成業者に渡す。
- ⑤ 候補者は、作成されたビラを受領した後、規程様式第13号により「選挙運動用ビラ作成証明書」を作成し、ビラ作成業者に渡す。
- ⑥ ビラ作成業者は、規程様式第16号「請求書（選挙運動用ビラの作成）」を作成のうえ、⑤で受け取った証明書とビラの見本1枚を添えて、委員会に直接請求する。
- ⑦ 委員会は、請求書を審査し、適正と判断した後、ビラ作成業者へ支払う。

公費負担額

町議選におけるビラの公費負担上限額単価は、7円73銭（税込）とし、実際の1枚あたりの作成単価がこれより少ない場合は、その単価とする。

（2） 掲示できるもの 【地方選挙早わかりP79参照】

選挙運動のために掲示することができる文書図画は、次に掲げるもののほかは使用できません。

（ア）選挙事務所を表示するもの

ポスター、立札及び看板の類は、通じて3以内。（規格・・・縦350cm×横100cm以内）ちょうちんは、1個まで。（規格・・・高さ85cm×直径45cm以内）

（イ）選挙運動用自動車に取り付けるもの

ポスター、立札及び看板の類の数の制限はありません。（規格・・・縦273cm×横73cm以内）ちょうちんは、1個まで。（規格・・・高さ85cm×直径45cm以内）

（ウ）候補者が使用する胸章、腕章、たすきの類

胸章、腕章及びたすきの類は、候補者が着用している限り、数、記載内容、規格についての制限はありません。

（エ）個人演説会場で使用するもの

ポスター、立札及び看板の類は、会場外では通じて2以内。（規格・・・縦273cm×横73cm以内）会場内は、数及び規格の制限はありません。

ちょうちんは、会場内外を通じて1個のみ掲示できます。(規格・・・高さ85cm×直径45cm以内)

表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。

(オ) 選挙運動用ポスター

- ①規格・・・長さ42cm×幅30cm以内(タブロイド型)
- ②枚数・・・ポスター掲示場毎に1枚(法144の2)箕輪町では、119箇所。
- ③法定記載事項

掲示責任者及び印刷業者の氏名及び住所の記載が必要です。

④記載内容

記載内容については制限がありませんが、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れようなことは、記載することができません。

掲示選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に限りです。

立候補届出順位と同一の番号の表示してある区画内に掲示してください。

⑤その他

投票当日においても掲示しておくことは可能ですが、新たに貼り替えることはできません。

※掲示しようとするポスターの寸法の確認を行いますので、立候補届出書類等の事前審査(4月12日(水))の際にポスターをお持ちください。

公費負担

今回選挙から、ポスターの作成が公費負担の対象になりました。ただし、供託金が箕輪町に帰属することとなった場合には公費負担されません。

【主な流れ】

- ① 候補者とポスター作成業者との間で契約を結ぶ。
- ② 候補者は、規程で定める様式第3号により「選挙運動用ポスター作成契約届出書」を委員会に、4/18(火)告示日までに届け出る。※このとき、当該契約に関する書面の写しの添付を忘れないこと。
- ③ 候補者は、ポスターの作成を業者に依頼するたびに、規程様式第6号により「選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書」を委員会に申請する。
- ④ 委員会は、③であった申請を確認した後、規程様式第9号により「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」を候補者に対して交付するので、候補者からポスター作成業者に渡す。
- ⑤ 候補者は、作成されたポスターを受領した後、規程様式第14号により「選挙運

動用ポスター作成証明書」を作成し、ポスター作成業者に渡す。

- ⑥ ポスター作成業者は、規程様式第17号「請求書（選挙運動用ポスターの作成）」を作成のうえ、⑤で受け取った証明書とポスターの見本1枚を添えて、委員会に直接請求する。
- ⑦ 委員会は、請求書を審査し、適正と判断した後、ポスター作成業者へ支払う。

公費負担額

ポスターの公費負担上限額単価は、 $(541円31銭 \times 119箇所 + 8万円) \div 119 = 1,214円$ （税込）とし、実際の1枚あたりの作成単価がこれより少ない場合は、その単価とし、これに掲示場数の119を乗じた金額が公費負担上限額。

(カ) 注意事項

アドバルーン等の掲示禁止（法 143）、回覧行為の禁止（法 142）、文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為（法 146）、文書図画の撤去義務（法 143 の 2、178 の 2）、違反文書図画の撤去命令（法 147）の規定に注意してください。【地方選挙早わかりP80参照】

3 インターネット等の利用 【地方選挙早わかりP95参照】

選挙運動にインターネット等を利用することができます。

(1) ウェブサイト等を利用する方法

選挙の告示の日から投票日の前日まで文書図画を頒布することができます。

ただし、頒布する者の電子メールアドレス等の連絡先情報が画面に正しく表示される必要があります。

ウェブサイト等とは、ホームページ、ツイッター・フェイスブック・LINE等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等をいいます。

(2) 電子メールを利用する方法

選挙の告示の日から投票日の前日まで文書図画を頒布することができます。

候補者のみが送信でき、一般の有権者は禁止されています。

使用する場合は、受信をする者が選挙運動用電子メールである旨を承諾していることが必要です。

4 新聞広告 【地方選挙早わかりP103参照】

新聞を利用して行うことのできる選挙運動は、法定の新聞広告のみであり、これ以外は一切禁止されています。

回数	選挙運動の期間中2回に限ります。
掲載者	候補者本人のみ（有料）
掲載手続き	原稿に選挙長が交付する <u>新聞広告掲載証明書</u> を添えて新聞社に提出し掲載する。
大きさ	横9.6cm、縦2段組以内で記事下に限られ、色刷りはできません。
掲載内容	内容は自由であり、候補者の写真、政見、経歴などのほか、第三者の推薦文を入れることもできます。
その他	広告を掲載できるのは投票日前日までであり、投票当日は掲載することはできません。 掲載費用は候補者の負担であり、選挙運動費用に加算しなければなりません。 広告の掲載された新聞を候補者等が多量に買入れ有権者に配布したり掲示することはできません。

5 個人演説会 【地方選挙早わかりP106参照】

個人演説会は、候補者が政見の発表、選挙人に対する投票依頼等選挙運動のために、候補者自身が開催する演説会です。

開催できる者	候補者に限られます。
使用施設	公営施設とそれ以外の施設 公営施設とは、学校、公民館、町文化センター、地域交流センターみのわ
公営施設使用 申出手続き	公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする候補者は、開催予定日の2日前の午後5時までに <u>個人演説会開催申出書</u> (様式2-11)により選挙管理委員会に申し出なければなりません。
回数	制限はありません。
使用料	候補者1人につき、同一施設1回に限り無料です。
使用時間	公営施設を使用する個人演説会は、1回につき5時間以内です。
開催周知	候補者が行う。選挙運動用ポスター、選挙運動用通常葉書、選挙運動用ビラ、新聞広告、インターネット、街頭演説等で周知することができます。
公営施設以外	公営施設以外の施設（個人の住宅、神社など）を使用する場合は、施設の所有

の施設	<p>者や管理者の承諾を得て使用すればよく、選挙管理委員会に開催の申出をする必要はありません。また、使用時間の制限もありません。</p> <p>なお、国、地方公共団体が所有し又は管理する建物や病院、診療所等の施設など特定の建物は使用することはできません。</p>
文書図画	<p><会場外></p> <p>ポスター、立札及び看板の類は、会場ごとに通じて2以内。</p> <p>(規格・・・縦273cm×横73cm以内)</p> <p>ちょうちは、会場内外を通じて1個のみ掲示できる。</p> <p>(規格・・・高さ85cm×直径45cm以内)</p> <p>これらのものには、掲示責任者の氏名、住所を記載しなければなりません。</p> <p><会場内></p> <p>ポスター、立札及び看板の類については、規格および数の制限はありません。</p> <p>いずれも、掲示責任者の氏名、住所を記載すること。</p>

6 街頭演説 **【地方選挙早わかりP112参照】**

街頭演説とは、建物や施設を使わずに、街頭や公園、空き地等で、不特定多数の人に対して行う演説です。

標旗	<p>街頭演説は、選挙管理委員会が交付する街頭演説用標旗を掲げて演説者がその場所にとどまっていなければならない。歩行中又は走行する自動車の上からの演説は禁止されています。</p>
人員	<p>街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者及び運転手1人を除き15人以内に限定されています。また、これらの者は、選挙管理委員会の交付する街頭演説用腕章(11枚交付)又は乗車用腕章(4枚交付)を着用しなければならない。</p>
時間	<p>午前8時から午後8時までの間に限る。(特に学校、病院等の周辺では静穏保持に努めること。また、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めること。)</p>
文書図画	<p>選挙運動用ビラに限り頒布することができます。</p> <p>街頭演説の場所に停車している選挙運動用自動車に取り付けられているもの以外のものは掲示できません。</p>
演説の制限	<p>法第166条の禁止規定に注意してください。 【地方選挙早わかりP114参照】</p>

7 連呼行為 【地方選挙早わかりP132参照】

何人も選挙運動のために、連呼行為をすることは、原則として禁止されていますが、次の場
所で行う場合に限り許されています。

形態	短時間に一定の短い文言を連続反復して呼びかけることをいい、原則として禁止されています。
可能な場所	個人演説会場、街頭演説（演説を含む）の場所。また、午前8時から午後8時までの間は、選挙運動用自動車上において運行中又は停車中、連呼することができます。
禁止場所	(ア) 国又は地方公共団体が所有又は管理する建物（公営住宅は除く） (イ) 電車、バスの中や停車場その他鉄道地内 (ウ) 病院、診療所その他の療養施設

8 選挙運動用自動車 【地方選挙早わかりP118参照】

台数	1台
表示	選挙管理委員会から交付される標旗（表示物）を前面の見やすい位置に掲出しておかなければなりません。
使用車種	乗車定員10人以下の乗用車。乗車定員4人以上10人以下の小型自動車。 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のものおよび小型貨物自動車。
乗車人員	候補者、運転手（1人）及び運動員4人以内。 運動員は、選挙管理委員会が交付する乗車用腕章を着用しなければなりません。
車上の運動	走行中は、連呼行為（午前8時から午後8時に限る）以外の選挙運動はできません。停止中は、演説、連呼行為を行うことができます。（午前8時から午後8時に限り、その種類に応じて規制をうけます。） また、演説及び連呼行為は、学校・病院等の周辺での静穏保持、特定建物等における禁止規定に注意しなければなりません。
文書図画	ポスター、立札及び看板の類及びちょうちんを掲示することができます。 ポスター、立札及び看板の類（規格…縦273cm×横73cm以内）の数の制限はありません。 ちょうちんは、1個まで。（規格…高さ85cm×直径45cm以内） 記載内容については、制限がありません。

掲示上の注意

立札及び看板の類などの取り付け方によっては、道路交通法に違反する場合がありますので、伊那警察署の指示を受けてください。

公 費 負 担

今回選挙から、選挙運動用自動車の使用が公費負担の対象になりました。ただし、供託金が箕輪町に帰属することとなった場合には公費負担されません。

【主な流れ】

- ① 候補者は、選挙運動用自動車について、《一般乗用旅客自動車運送事業者業者（以下「一般運送契約」という。）》又は、《自動車の借入れ》《燃料の購入》《運転手の雇用》との間で契約を結ぶ。
- ② 候補者は、規程で定める様式第1号により「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」を委員会に、4/18（火）告示日までに届け出る。※このとき、当該契約に関する書面の写し添付を忘れないこと。
- ③ 候補者は、一般運送契約以外の場合であって、②で届け出た業者から選挙運動用自動車両1台に給油するたびに、規程様式第4号により「選挙運動用自動車燃料代確認申請書」を委員会に申請する。
- ④ 委員会は、③であった申請を確認した後、規程様式第7号により「選挙運動用自動車燃料代確認書」を候補者に対して交付するので、候補者から燃料購入業者に渡す。
- ⑤ 候補者は、選挙運動期間が終わり、選挙運動用自動車両の使用終了後速やかに以下の証明書を作成し、②で届け出た契約業者に渡すこと。

ア 一般運送契約の場合

…規程様式第10号「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」

イ 一般運送契約以外の場合

…規程様式第10号「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」

…規程様式第11号「選挙運動用自動車燃料使用証明書」又は、

規程様式第11号2「選挙運動用自動車燃料使用証明書（電気自動車用）」

…規程様式第12号「選挙運動用自動車運転手使用証明書」

- ⑥ ②で届け出があった者は、以下の請求書に⑤により候補者から渡された証明書を添えて、委員会に直接請求する。

ア 一般運送契約の場合

…規程様式第15号中の「請求書（選挙運動用自動車の使用）」

及び「請求内訳書（別紙）その1」

イ 一般運送契約以外の場合

- …規程様式第15号中の「請求書（選挙運動用自動車の使用）」及び「請求内訳書（別紙）その2」
- …規程様式第15号中の「請求書（選挙運動用自動車の使用）」及び「請求内訳書（別紙）その3」
- …規程様式第15号中の「請求書（選挙運動用自動車の使用）」及び「請求内訳書（別紙）その4」

⑦ 委員会は、請求書を審査し、適正と判断した後、請求者の口座に支払う。

公費負担額

選挙運動用自動車における公費負担上限額単価（全て税込）は次のとおり。
 なお、実際の単価がこれより少ない場合は、その単価とする。

ア 一般運送契約…64,500円/日（告示日～投票日前日までの実使用日数）

イ 一般運送契約以外の場合

① 車両借入…16,100円/日（告示日～投票日前日までの実使用日数）

※1台分のみ公費負担

② 燃料…7,700円/日（告示日～投票日前日までの実使用日数）

③ 運転手雇用…12,500円/日（告示日～投票日前日までの実使用日数）

※複数人を雇用した場合でも、公費負担するのは1日あたり1人分

9 選挙運動用拡声機 【地方選挙早わかりP123参照】

使用数 1揃い（1揃いとは、マイク1個とスピーカー1個これに必要な増幅装置をいう。）このほか、個人演説会の開催中、その会場では、別に1揃いを使用することができます。

表示 選挙管理委員会から交付される標旗（表示物）を見やすい箇所に掲示しておくなければなりません。

10 選挙運動のその他の行為の制限 【地方選挙早わかりP125参照】

(1) 戸別訪問の禁止

選挙に関し、投票を得る目的、投票を得させる目的又は投票を得させない目的で、計画的に連続して戸別に選挙人の居宅を訪問することはできません。

(2) **署名運動の禁止**

選挙に関し、投票を得る目的、投票を得させる目的又は投票を得させない目的で、有権者に対し署名活動をする事は禁止されています。

(3) **人気投票の公表の禁止**

何人も、選挙に関し、公職につくべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することはできません。

(4) **飲食物の提供の禁止【地方選挙早わかりP130参照】**

何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもってするを問わず、飲食物（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。）を提供することができません。

ただし、選挙事務所における弁当の提供は立候補の届出後から投票日前日までの間に、運動員と労務者に対して、選挙事務所で食事するための弁当及び携行するための弁当を提供できます。弁当の価格は、弁当料の範囲内であればならず、食数についても制限があります。

(5) **氣勢を張る行為の禁止**

何人も、選挙運動のために、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来するなどによって氣勢を張る行為をすることはできません。

第4 選挙公報

掲載文の申請	<p>掲載文の申請は、4月18日（火）午後5時までに行ってください。</p> <p><u>この日時を過ぎますと、どんな理由があっても掲載の申請は受理しませんので御注意ください。</u></p> <p>なお、掲載文及び写真の原稿については、発行事務手続の円滑と適正を期するため、4月12日（水）までに事前提出してください。</p> <p>○提出書類</p> <p>ア 選挙公報掲載申請書(様式2-14) 1通</p> <p>イ 選挙公報掲載文 1部</p> <p>ウ 候補者の写真 2葉</p> <p>(縦5cm、横4cmとし、裏面に党派及び氏名を記載してください。)</p> <p>(注) カラー写真で提出されても掲載は白黒となります。</p>
原稿の作成等	<p>選挙公報は、候補者から提出された掲載文原稿をそのまま写真印刷の方法により印刷します。</p> <p>掲載文は、<u>必ず選挙管理委員会が交付した原稿用紙によって作成してください。</u></p>
掲載文の修正	<p>いったん提出された掲載文を修正しようとするときは、4月18日（火）午後5時までには修正の申請をしてください。<u>この日時を過ぎますと、いかなる理由があっても修正の申請を受理しませんので注意してください。</u></p> <p>○提出書類</p> <p>ア 選挙公報掲載文修正申請書 1通</p> <p>イ 選挙公報掲載文（新たに全部記載したもの） 1部</p>
掲載の順序	<p>選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるくじは、4月18日（火）午後5時30分から選挙管理委員会で行います。くじ自体は、選管事務局が行いますが、候補者又はその代理人は、くじに立ち会うことができます。</p>
注意事項	<p>①選挙公報に掲載する大きさは、この原稿用紙のおよそ10分の7になります。</p> <p>②原稿用紙の右上の写真欄は、候補者の写真を掲載しますから文字記載等しないようにしてください。写真は、選挙の期日前3月以内に撮影した無帽正面向上半身を写した名刺型で、なるべく明るく写ったものにしてください。写真の裏面に氏名を記載してください。</p> <p>③掲載文を作成する場合は、選挙管理委員会が交付した原稿用紙に活字・ペン又は毛筆を用いて黒色の色素により記載してください。写真印刷ですから黒書でないと印刷に表れませんので特に注意してください。</p>

④掲載文は、通常使用する文字・符号及び線をもって記載してください。

ただし、図面・写真（候補者の写真は除く）及び図表の類は、使用できませんので注意してください。

（使用できるものの例）

句点 ………。 読点 ……、……、 なかてん ……・……

傍点 ○○○○ かぎ「 」 『 』 かつこ () [] < >

符号・線の類 記号○□△×！？※ …… ～～

⑤ 原稿用紙の右端の氏名欄には、候補者の氏名（戸籍簿に記載された氏名）を縦書きで記載してください。ただし、通称使用の認定（法88）を受けた場合は、その通称を記載しなければならず、本名は記載できません。

⑥ 掲載文は、原稿用紙の罫線の部分の内に記載してください。

⑦ 原稿用紙の黄罫は、掲載文を記す際の便宜のために入れたもので、印刷には表れません。

⑧ 誤字、汚損、折目のあるものは、そのまま写真に写りますから注意してください。

⑨ 掲載文は、他の白紙に記載又は印刷したものを原稿用紙の記載欄に貼って提出されても差し支えありませんが、原稿用紙に直接記載された方が鮮明に印刷されます。

第5 選挙運動費用 【地方選挙早わかりP137参照】

1 選挙運動費用の制限と範囲

○選挙運動費用の定義

- ・収入 金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいう。
- ・寄附 金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。(公職の候補者等がしてはいけない寄附【地方選挙早わかりP233参照】)
- ・支出 金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。(選挙運動費用に算入されないもの【地方選挙早わかりP167参照】)

○選挙運動費用の制限 【地方選挙早わかりP165参照】

公職選挙法では、選挙運動に関する支出の最高額を定め、その範囲内でなければ選挙運動費用の支出ができません。

制限額は、選挙管理委員会が告示した額であり、告示日当日に決定します。

$$\text{法定制限額} = 1,120 \text{円} \times \frac{\text{告示日における選挙人名簿登録者数}}{15 \text{ (議員定数)}} + 90 \text{万円 (固定額)}$$

これを超えて支出をし、又はさせたときは、出納責任者が処罰され、連座制により候補者の当選も無効となります。

2 出納責任者 【地方選挙早わかりP143参照】

候補者の選挙運動費用の収支について、いっさいの責任を負うのが出納責任者であり、費用面について全面的な責任と権限を持っています。

選任者	出納責任者を選任するのは、候補者又は推薦届出者です。
届出	出納責任者を選任したときは、選任者（自ら出納責任者となった者を含みます。）は、 <u>出納責任者選任届</u> （様式2-3）でただちに届け出なければなりません。 推薦届出者が出納責任者を選任した場合は、届出書に候補者による <u>出納責任者選任承諾書</u> （様式2-4）を添付してください。 なお、出納責任者の選任者は、文書で出納責任者の支出できる金額の最高額を定め出納責任者とともに、 <u>誓約書</u> （様式2-10）に署名又は記名押印しなければなりません。
異動届	出納責任者に異動があったときは、出納責任者の選任者はただちに <u>出納責任者異動届</u> （様式2-5）により届け出なければなりません。解任又は辞任による異動の場合は、解任又は辞任の通知のあったことを証明する書面を、また、推薦

職 務	<p>届出者が解任したときは、候補者の承諾があったことを証明する書面を添付しなければなりません。</p> <p>(ア) 会計簿の備え付けと記載</p> <p>(イ) 明細書の提出</p> <p>(ウ) 立候補準備のために要した費用の精算</p> <p>(エ) 領収書の徴収と送付</p>
-----	---

3 実費弁償、報酬の額 【地方選挙早わかりP159参照】

選挙運動員、選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者、労務者に対する実費弁償及び報酬は、一定の制限が設けられています。

○実費弁償

実費弁償は、実費として支出されたものに対し、実費相当額が弁償されるものであり、実際にかかった額を超えて支給してはならない。

交通費	・ 鉄道運賃、車賃の実費
宿泊料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事料2食分を含む1夜12,000円 ・ 労務者の場合は、食事料を含まず1夜10,000円
弁当料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1食1,000円、1日3,000円 (弁当を提供した場合は、提供した弁当の実費額を差し引いた額以内) ・ 労務者には、支給できない。
茶菓料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日500円 ・ 労務者には、支給できない。

○報酬の支給

報酬は、選挙運動に従事する者のうち、届出をした事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者、労務者に限り支給することができますが、選挙運動員には支給できません。

届 出	<p>選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動用自動車における選挙運動のために使用する者（車上運動員）、専ら手話通訳のために使用する者（手話通訳者）、要約筆記者に報酬を支給する為には、候補者がこれらの者を使用する前に届出書(様式2-7)により届け出なければなりません。この届出をしないと報酬を支給することはできません。</p>
支給期間	文書で選挙管理委員会に届け出たときから選挙期日の前日まで。
報 酬 額	<p>(ア) 選挙運動のために使用する事務員</p> <p>日額10,000円以内。超過勤務手当は支給できません。</p>

支給人数	<p>(イ) 車上運動員及び手話通訳者、要約筆記者 日額15,000円以内。超過勤務手当は支給できません。</p> <p>(ウ) 労務者 日額10,000円以内。超過勤務手当は1日につきこの5割以内。 (弁当を提供した場合は、提供した弁当の実費額を差し引いた額)</p> <p>1候補者1日につき7人以内。</p> <p>ただし、使用できる期間を通じて、この人員の5倍を超えない範囲に限り異なる者を届け出ることができます。</p>
------	---

4 収支報告書の提出等 【地方選挙早わかりP169参照】

提出書類	<p>出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附およびその他の収入、支出に関する事項を記載した<u>選挙運動収支報告書</u>を、選挙終了後選挙管理委員会に提出しなければなりません。</p> <p>収支報告書には、支出の金額、年月日、支出の目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付することが必要です。</p> <p>なお、領収書その他の支出を証すべき書面を受け取れなかった事情があったときは、<u>領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書</u>を添付してください。</p> <p>また、金融機関の振込みにより支出した場合には、領収書等を徴し難い事情があった支出の証明書若しくは、振込明細書に係る支出目的書に振込明細書を併せて提出してください。</p>
記載例	<p>【地方選挙早分かりP171～】を参考に記載をお願いします。</p>
提出期限	<p>告示前から選挙期日後になされた収支については、これを併せて精算し、<u>5月8日（月）午後5時まで</u>に提出してください。</p> <p>また、その後に行われた収支については、その収支があった日より7日以内に提出してください。</p>
収支報告書の公表	<p>選挙管理委員会は、収支報告書の要旨を公表します。</p> <p>収支報告書は、受理した日から3年間保存され、閲覧することもできます。</p>
帳簿・書類等の保存	<p>出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書その他の収支を証する書類を収支報告書を提出した日から3年間保存する義務があります。</p>

第6 選挙終了後の留意事項 【地方選挙早わかりP183参照】

1 当選者

選挙長は、選挙会を開き、選挙立会人立会のうえ、各候補者の得票総数を調べて当選人の決定の一般原則により、当選人を決定します。

当選者には、4月24日（月）午後2時から役場3階講堂において当選証書の付与をいたします。

2 挨拶行為の制限

選挙の期日後有権者に対して、当選又は落選に関し挨拶をする目的で次の行為をすることはできません。

- (ア) 有権者に対して戸別訪問をすること。
- (イ) 文書図画を頒布し又は掲示すること。（自筆の信書、当選の祝辞、落選の見舞いなどに対する返信を除く）
- (ウ) 新聞紙、雑誌などを利用すること。
- (エ) 放送設備を利用して放送すること。
- (オ) 当選祝賀会その他集会を開催すること。
- (カ) 自動車を連ね又は隊伍を組んで往来するなど氣勢をあげること。
- (キ) 当選したお礼に当選人の氏名、又は政党、政治団体の名称を言い歩くこと。

3 供託物の返還

当選したときはもちろん、落選したときでも一定の得票数（供託物の没収点）以上の得票が得られれば、供託物は返還されますが、得票数がこの没収点に達しないと供託物は没収され、箕輪町に帰属することになります。

なお、立候補を辞退した場合は、供託物は返還されません。

有効得票数の総数 _____ × 1 / 10 = 法定得票数（供託物の没収点）
その選挙区内の議員定数（15人）

返還の手続きは、選挙管理委員会から供託書と法定得票数を得たことの証明書の交付を受けて、これを供託先に提出することで返還されます。

この証明書は選挙期日の14日を経過した後でないと交付できませんのでお手元に届き次第法務局にてお手続きください。